

第6次日韓全面会談における一般
請求権小委員会第10回会合

37. 2. 8
北東アジア課

第
10
回

1. 一般請求権小委員会第10回会合は、本8日午後3時から約1時間、外務省234号室において次のとおり双方委員出席のもとに開催された。

日本側出席者

主査	大蔵省理財局	宮川局長
副主査	"	吉岡次長
	外務省	卜部参事官
補佐	大蔵省理財局外債課	桜井課長
	"	金子事務官
	"	杉田事務官
	外務省条約局条約課	兼松課長
	" 法規課	小木曾課長
	" "	小和田事務官
	" アジア局北東アジア課	柳谷事務官
	" "	杉山事務官

1

補佐 外務省アジア局北東アジア課 渡辺 事務官
 オブザーバー 大蔵省主計局 笹田 事務官

韓国側出席者

主査	弁護士	金 潤 根
委員	韓国銀行参事	李 相 徳
〃	代表部囑託	李 揆 現
〃	〃 二等書記官	金 正 泰

2. 議事要旨

- (1) 最初に宮川主査より、2月6日の非公式会談で合意をみた徴用者関係等専門委員会の設置について確認したいと述べ、韓国側もこれを了承した。
- (2) 次に宮川主査より、要綱5について、これは日本政府の最終的意思表示ではなく、本小委員会の主査としての一応の見解と了解願いたいと前置して、別添のような説明を行なった。(韓国側はこれを文書にして渡されることを希望したが、日本側は、これは事務的レベルの意見であつて、政府

としての公式の見解ではないという点と、
文書にすると余りにもそつけないものになる
恐れがある点をあげてこれを断つた。)

(3) 日本側は、宮川主査の説明の途中、随時
韓国側から発せられた質問に答え、次のよ
うな補足的説明を行なつた。

(イ) 日本系通貨の項の「流通過程になかつ
た日銀券、日本政府紙幣」というのは、
日銀の帳簿によると、日銀が鮮銀にあづ
けたものがあり、これは物理的所在を移し
たに過ぎないもので単なる紙切れである
から、このようなものに対しては韓国側
の請求に応じ難いということである。(こ
れに対し、李委員は、未発行券はなかつ
たはずであると述べた。)

(ロ) 未収金の金額の誤りや、恩給関係国庫
負担分の人員等の問題については、専門
委員会ですしい説明をする予定である。

(ハ) 寄託金関係の金額調整はおつて行なう

ことになろうが、双方の数字にそう大きな違いはないように認められる。

(三) 寄託金関係で、朝連に寄託した分の処分代金の数字は現在もつていないが、これは一応国庫に納まつたものである。しかし在日韓国人の生活保護費として日本政府が支出した金額は、これに比べればはるかに多額である。

(四) 以上の日本側説明が終つた後、金主査は、これに対する韓国側意見はおつて申上げたいと述べ、次いで、吉岡副主査より、要綱6については、全く新しい要求であるのでなお検討に時間を要する。このほか、日本側としては、南北鮮の問題と、レレヴァントクローズの問題が残っているので、何れ機会を改めて意見を述べる積りである。なお要綱1ないし4については、議事録をふり返つてみると、日本側でもかなり意見を言っている感じがしたので、これに対する説明は省いた次第であると述べた。

(5) 金主査より、日本側の意見は軍令33号に対する見解を基礎としたもののようにある。軍令33号に対するわれわれの解釈は別にあるが、韓国側としては、軍令33号とは関係なしの理論づけをしているもので、その点に相違があるように思う。何れ機会があれば事実関係の疑問点とともに、こちらの意見を述べることにしたいと述べたので、卜部副主査より、この問題については、公式、非公式に限定せず法律論を闘わしたいと考えていると述べた。これに対し、金主査より軍令33号の解釈をどうするかは、これに関する裁判所があるわけでもなく、非常な難問題である。例えば登録国債の所在地にしても日本側の議論と別の法律論もあるわけであると述べた。

(6) 李委員より軍人軍属の恩給関係に関する日本側説明にのみこめない点があると述べたので、吉岡副主査より、軍人恩給は、終

戦を境に停止され、それが復活したのは韓国の独立後であつた。日本の恩給法の律前からいつて、日本の国籍を離れた場合には支給されないことになつていたので、日本国籍を有していた間の増加恩給以外は支給できないということであると説明した。また、李委員よりの未復員者給与法というのはどういうものかという質問に対しては、吉岡副主査より、それは終戦後復員者が復員してくるまでの間、一定の給与を支払うことを規定したものであると説明した。

恩給法上の国籍喪失の問題に関連して、金主査より、本来の日本の国籍法だけでは論ぜられない問題である。日本の国籍法は国籍喪失は個人の意思によるという思想であるから、これをまともにもつてくると、この場合にぴつたり当てはまらないのではなからうかと述べたので、吉岡副主査より、立法論から言えばそうかもしれないと述べ

たところ、金主査は、解釈論から言つても
そうだ。日本の恩給法はこういう場合を想
定して作られたものではないと述べた。

そこで、吉岡副主査より、国際的な例を
みると、国籍を失つても支払つている例も
あり、支払つていない例もあるようである。
その場合に支払う支払わないの問題は立法
論の問題になるが、現行の法律によると支
払われないことになつてしていると述べたとこ
ろ、金主査は、この規定を適用すること自
体が立法の趣旨から外れるのではないか、
個々の場合には、恩給受給という既得権を
放棄することを承知で国籍を離脱するもの
で、本件とは事情が異なるというのが私の
即座に感じた考え方であると述べた。

(7) 李委員より、いわゆる未収金の中に増加恩給、未復員者給与が入るのかと尋ねたので、吉岡副主査より、必ずしもそうではない。どちらの範疇に入れてもいいと考えていると説明した。

次に、恩給の問題に関連して、卜部副主査より、恩給は直接個人に届ける建前になっているので、既裁定者の住所その他をはつきりさせるという問題がある。すなわち支給分を本人または本人死亡の時はその遺族に届けるために必要な事項の調査をする問題であると述べたのに対し、金主査は、日本の恩給法に従つてやるというのであれば、このような国際会議を開く必要はなく単にその法律に従つて送金すれば足りる問題となつてしまふではないかと述べた。

(8) 韓国側より、寄託金関係、未収金関係について若干質問があつたが、何れも来週火曜日の専門委員会で討議することを申合

せた。また、韓国側より、在外会社の残余財産の問題について、設立された新会社の社名、鮮銀の場合は韓国人への配分株数が少なすぎる点、およびその名簿等についても説明または資料提出を希望したので、日本側より、火曜日の専門委員会で担当者から説明させたい。但し、鮮銀の新株の配分名簿は火曜日の専門委員会に提出することは困難であるかもしれない旨述べた上、韓国側所有の鮮銀株主名簿について質したところ、韓国側は、1945年8月9日を基準にして作成した株主名簿がある旨、および鮮銀残余財産韓国人留保分に韓国側の推算と開きがありすぎると考えている旨述べた。また、要綱7.8の説明は急ぐ必要もなからうと述べた。

- (9) 次回の日取りについて、来週予定の公式委員会を専門委員会に廻してもいいという案が出たが、結局、火曜日(14日)開催

の専門委員会の結果によつて決定するとい
うことになつた。

- (10) 新聞発表については、本日の会議では、
徴用韓人、恩給等の問題について専門委員
会を設置することについて合意をみたこと
要綱5についての日本側の一応の考え方を
説明した旨発表することを申合せた。

韓国請求権（要綱5関係）に
ついての日本側の一応の見解

//

（37.2.8宮川主査発言要旨）

(1) 日本有価証券

この請求については、日本側としては証券の種類、所有者の違いに応じて償還の義務の有無が別れてくると考えている。すなわち、

1. 登録分

(1) 閉鎖機関、在外会社所有のもの

これらの法人はすべて基本的には日本の法体系の中において設立され、日本領域の一部であつた旧朝鮮地域に本拠を有した法人であつて、韓国法人ではなく、日本法人であつたことは、別に要綱4で論じたところであるが、これらの法人が有する日本登録債は、(i)日本内地

に登録地が所在するものであつて、日本に所在する権利であることは法理上明らかなるところであり、なおまた(ii) SCAPIN(1965/3及び6992/A)で元利の支払場所を日本内地に移すことを命じていることによつても在日財産であることは明瞭である。

従つて上記法人の所有する登録債は、日本法人の在日財産であつて、韓国側のいう「韓国法人の財産」でないことは明らかである。また、観点を變えて、軍令33号を理由として請求するとしても軍令の効力は在日財産に及ばないことは、先般日本側が説明した通りである。

以上の観点から、日本側としては、これらのものを返還すべき理由がないものとする。

(四) 逓信部所有のものについて韓国側

が請求する理由は、未だ説明を受けていないので、日本側としてはつきりした見解を述べることはできないが、仮りに、(i) 韓国側の請求の根拠が、朝鮮総督府所有であつたものは当然韓国に承継されるものである、との考え方にもとづいているのであれば、国際慣例からみてその返還要求は日本側としては、納得できない。(ii) また、軍令33号により韓国側が取得したものであるという主張であれば、日本側が従来から説明しているとおり、軍令の効果は内地登録債におよばないのであるから、請求に応ずべきいわれはない。

(v) その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等事実をよく究明し、軍令に關係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ず

ることを考慮する考えであるが、所有者名、金額等についての事実関係の究明は非常に困難な仕事になるであろう。

2. 現物分

現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(2) 日本系通貨

本項目に掲げる各種通貨に係る請求について、日本側としては、

1. 日銀行員立合の下に焼却した各種通貨については、韓国側から、さきに提出のあつた資料のどの部分によつて、焼却通貨についての請求根拠が生ずるものと考えているか、説明を求めたいが、当方の見解をいえば、

イ、日銀券、日本政府紙幣については、流通過程になかつたものは、請求に応じ難い。

ロ、軍票、儲備券については、流通していた当該地域の当局との間で解決すべきものであるから、韓国側に対して重ねて責任を負うべき筋合ではない。

ハ、なお、提出英文資料の note に明記されている通り、朝鮮銀行に寄託していた通貨類は、請求額から控除すべきものと

考える。

2. その他については、現物呈示がなければ
応じがたい。なお、動乱中焼却したといわ
れる分については、日銀行員の立合もなく、
確認できないから、請求に応ずることはで
きない。

(3) 被徴用韓人未収金

金額について、S C A P 書簡の数字に誤り
があることは別に説明するが、双方の納得す
る金額を基礎として、検討を重ねたい。

(4) 被徴用韓人補償金

韓国側は、本件請求において、生存者に対しても徴用による精神的苦痛に対する補償を要求されているが、日本側としては、被徴用韓人は、当時は日本人と同じ法的地位にあつたのであり、日本人については徴用されただけではなにも補償措置をとつていなかつたのであるから、被徴用韓人についても同様の取扱いをするほかはないと考える。

なお、死亡、傷病者に対する援護措置については、当時の国内法によつて支給すべきものについては支給済であるが、前記(3)の未払金として処理されるべきものとする。

(5) 未払恩給

恩給支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが、

1. 人員の範囲については、恩給の支払について国の負担となつていたもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。
2. 韓国側の主張する20年間の支給については、まだ十分説明を聞いていないが、わが方としては国籍を有することを要件とする恩給法の建前上、平和条約発効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。従つて20年間支給の要求には応ずることができない。
3. また、軍人軍属について付言すると、軍人は、日本人の場合と同様に取り扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との関係よりして増加恩給のごとき特殊なものを除き、支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員

者給与法による支給以外には考慮できない。

なお、恩給関係で国庫負担のものは、一般文官、官立学校職員、公立学校職員、刑務官、朝鮮総督府巡查、同道巡查及び公立初等学校職員であり、地方費支弁のものは、朝鮮総督府道消防手、朝鮮地方待遇職員令による職員、地方費支弁の文官、道吏員及び府吏員である。(この項吉岡副主査説明)

○ 寄託金関係

1. 税関に寄託された通貨類

金額について調整を得た上で、考慮いたしたい。

2. 鮮銀券と交換した日銀券

上記同様、金額について調整を得た上で考慮いたしたい。

3. 旧朝連に寄託し、現在日本政府に差押えられたもの。

日本側としては、寄託の経緯、金額につ

いての事実関係は承知していないが、仮りに、旧朝連財産にかかるものが混在していたとしても、旧朝連の財産差押えはSCAPの指令にもとづく措置であり、さらに、財産の処分代価は在日朝鮮人の福利厚生に使用するとの閣議了解の線に沿って在日朝鮮人の生活保護等のため支出されているのだから、実質的に韓国人に還元されており、改めて韓国政府の請求に応ずべき筋合のものではない。

(6) 生命保険関係

本件は要綱6.と関連があるので、要綱6.の項で説明いたしたい。